

(案)

社総合庁舎・加東バスターミナル周辺にぎわい創出検討協議会に係る
委員の謝金及び旅費に関する支給要領

(謝金)

- 1 委員又は委員の代理人が会議の職務に従事したときは、委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和35年兵庫県条例第24号 ※令和5年4月1日施行)の規定を準用し、その都度、座長15,500円、委員12,500円の謝金を支給する。ただし、委員または委員の代理人が謝金の支給を辞退した場合はこの限りでない。

(旅費)

- 2 委員の旅費については、
委員又は委員の代理人が委員会の職務を行うために会議に出席し、又は職務に従事するために旅行したときは、職員等の旅費に関する条例(昭和35年兵庫県条例第44号)の既定を準用し、旅費を支給する。ただし、委員又は委員の代理人が旅費の支給を辞退した場合はこの限りでない。

(準用)

- 3 座長が「社総合庁舎・加東バスターミナル周辺にぎわい創出検討協議会 設置要綱」第6条第4項の規定に基づき必要と認めて会議に出席した者の旅費については、2の規定を準用する。